年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和63年4月から同年8月までは15万円、同年10月から平成元年4月までは17万円、同年5月から同年9月までは18万円、2年8月から同年12月までは19万円、3年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から4年9月までは26万円、同年10月から5年5月までは28万円、7年6月、同年8月及び同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和63年4月から平成5年5月まで

- ② 平成7年3月から21年8月まで
- ③ 平成15年7月30日
- ④ 平成 15 年 12 月 16 日
- ⑤ 平成16年7月16日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成17年7月5日
- ⑧ 平成17年12月21日
- 9 平成18年7月10日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 21 日
- ① 平成19年7月25日
- ② 平成 19年 12月 21日
- ③ 平成20年7月20日
- (4) 平成20年12月22日
- 15 平成21年7月31日

私は、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に支給された給与及び申立期間③から⑤までに支給された賞与に係る

給与明細書等を大部分所持しているが、当該給与明細書等に記載されている厚生年金保険料控除額は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料額より多くなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、昭和63年4月から同年8月までは15万円、同年10月から平成元年4月までは17万円、同年5月から同年9月までは18万円、2年8月から同年12月までは19万円、3年1月は22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から4年9月までは26万円、同年10月から5年5月までは28万円、7年6月、同年8月及び同年9月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時、事務手続を誤って届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、昭和 63 年 9 月、平成元年 10 月から 2 年 7 月まで、7 年 5 月、同年 7 月、同年 10 月から 10 年 9 月まで、同年 11 月から 21 年 8 月までについては、オンライン記録により確認できる標準報酬月額が、申立人から提出された給与明細書に記載されている報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成7年3月については、申立人は給与明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できず、同年4月については、申立人が提出した給与明細書に厚生年金保険料控除額は記載されていないことから、同年4月の厚生年金保険

料は控除されていなかったものと推認される。

さらに、平成10年10月については、給与明細書の文字が不鮮明なため判 読が困難であるが、前後の月の給与明細書の総支給額及びオンライン記録 の標準報酬月額の推移から当該期間は同年11月と同額であると推認される。

このほか、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の上記期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無く、当該期間について、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人は、申立期間③から⑮までの標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

当該期間のうち、申立期間③から⑤まで(申立期間⑩を除く。)に係る標準賞与額については、オンライン記録により確認できる標準賞与額が、申立人から提出された賞与明細書に記載されている賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額と同額又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑩については、申立人は賞与明細書を所持していないため、当該期間の厚生年金保険料控除額及び賞与額を確認できない。

このほか、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額の記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は無く、当該期間について、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間③から⑤までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C支店における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立 期間: 昭和60年3月25日から同年4月10日まで 私は、昭和55年4月にD社(現在は、B社)に入社し、グループ会社に 何度か出向したが、現在も継続して勤務している。

しかし、グループ会社のA社E支店から同社F支店に転勤した時期である申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る労働者名簿、在職証明書及び申立期間に係る賃金計算書並びに申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が同社及び関連会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、労働者名簿を見ると、申立人は昭和 60 年 3 月 23 日にA社E支店 (適用事業所はA社C支店)から同社F支店(適用事業所はG社)に異動した記録となっているが、B社から提出された同年 4 月分の賃金計算書の厚生年金保険料控除額(同社は、申立期間当時の保険料控除について翌月控除と回答。)を見ると、当該保険料控除額は、異動後のG社に係る資格取得時の標準報酬月額に見合う額とは相違しており、異動前のA社C支店に係る資格喪失時の標準報酬月額に見合う額と一致する上、同年 3 月分から同年 5 月分までの賃金計算書における勤務地手当額も同年 5 月分から変更されているこ とから判断して、申立期間については、A社C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月10日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年2月の社会保険事務所(当時)の記録及び同年4月分の賃金計算書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、厚生年金保険の記録における資格喪失日が、A社C支店が加入していたH厚生年金基金及びI健康保険組合のそれぞれの記録における資格喪失日と一致しており、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合がいずれも誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和62年6月30日から同年7月1日まで 私は、昭和62年6月30日まではA社に、同年7月1日からは関連会社 のB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、C社(A社の承継事業所)の回答及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社及び同事業所の関連事業所であるB社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年7月1日であったことが確認できることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 62 年5月のオンライン記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、「A社及びB社に関する資料は残っていないため不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和62年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1381

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、国民年金保険料は2年間遡って納付できることを知っていたので、 平成13年4月から17年3月までの保険料を、納付期限から2年以内に、ほ ぼ毎月、1か月分の保険料を銀行の窓口で納付していたにもかかわらず、申 立期間が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、平成13年4月から14年3月までの国 民年金保険料を同年2月及び同年3月に納付した後、申立期間直後の15年4 月の保険料を17年5月に納付しているが、当該納付時点では、申立期間の保 険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「35歳頃から、毎月、1か月分の国民年金保険料を納付するようになった。」と主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間前の平成13年4月から同年6月までの保険料を14年2月に、13年7月から14年3月までの保険料を同年3月に納付するとともに、申立期間後の保険料については、17年4月から18年3月までの保険料を17年5月に一括して納付した上で、15年4月から同年9月までの保険料を17年5月から同年10月まで毎月1か月分ずつ、15年11月から17年3月までの保険料を18年1月から19年4月までほぼ毎月1か月分ずつ、それぞれ過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付の記録は申立人の主張と符合していることから、申立人は、当該過年度納付を申立期間に係る保険料納付と混同している可能性がうかがえる一方、申立人の主張する保険料納付が申立期間に係るものであったことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、平成3年7月から申立期間を含め現在までA市に居住し

ていることから、同市が申立人に対し複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難く、オンライン記録等による氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1382

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和58年11月から61年3月まで

私は、昭和53年11月に国民年金に任意加入し、国民年金第3号被保険者制度が始まる61年4月1日まで続けて国民年金保険料を納付していたのに、断る理由が無いにもかかわらず、58年11月24日に私の方から国民年金保険料の納付を断ったとされており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金納付者リストによると、申立人は、昭和53年11月1日、任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得し、58年11月24日、申出により被保険者資格を喪失した後、61年4月1日、第3号被保険者として再加入した記録が確認でき、これらはオンライン記録と一致している上、同市の申立人に係る国民年金被保険者記録票を見ると、得喪履歴欄に「喪失年月日S58.11.24、理52」と記載されているが、このことについて、同市は、「本人から被保険者資格喪失の申出があったことを示している。」と回答していることから、申立期間は未加入期間となっており、制度上、申立人に係る国民年金保険料の納付書が作成・送付されることは無く、同保険料を納付することもできない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が無い。

さらに、申立人は申立期間を含む申立期間前後の期間において、住所及び氏名を変更していないことから、A市が申立人に対し複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難く、オンライン記録等による検索によっても申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和39年11月13日から43年3月31日まで 私は、申立期間当時、A社で勤務していたところ、昭和43年4月1日に、 私の兄が会社まで迎えに来たため同社を退職し、そのままB市にある夫の 実家に転居した。

退職時には、会社の上司から結婚祝金として 2,000 円をもらったが、退職金はもらっていない上、兄が迎えに来たため、脱退手当金の説明等も受けず慌ただしく退職したのに、申立期間の脱退手当金を支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年7月12日に支給決定されている上、申立てに係る事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。また、オンライン記録によると、申立人は、申立てに係る事業所を退職した翌月に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しているが、申立人は、「会社を退職後、自分で国民年金保険料を納付した記憶が無いので、父親が納付してくれたのだと思う。当時、私は年金制度をよく知らなかった。」としていることから、申立人は、申立期間当時、年金を継続する意思を有していた事情はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について、厚生年金保険被保険者と して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることは できない。

また、申立期間④における厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:① 平成2年3月31日から同年4月1日まで

- ② 平成7年3月30日から同年4月1日まで
- ③ 平成14年3月30日から同年4月1日まで
- ④ 平成19年12月1日から20年10月頃まで
- ⑤ 平成21年7月20日から同年10月24日まで

私は、申立期間①はA病院に、申立期間②はB病院に、申立期間③はC病院に、いずれもそれぞれの年の3月31日まで勤務していたが、申立期間①、②及び③の厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間④はD病院に勤務し、申立期間⑤はE病院に勤務したが、 両病院とも厚生年金保険被保険者としての記録が全く無いので、記録を訂 正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A病院に平成2年3月31日まで勤務していた。」と申し立てているが、A病院が保管する申立人に係る人事記録を見ると、申立人が平成元年7月16日に採用され、2年3月30日に退職していることが確認できる。

また、申立人とほぼ同時期にA病院に在籍し、申立人と同じ職種であると推認される同僚5人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、5人全員が申立人と同様、平成2年3月31日に被保険者資格を喪失していることが確

認できる。

さらに、F大学は、「申立人は、平成2年3月30日に退職しているため、 申立人の給与から同年3月分の厚生年金保険料は控除していない。」と供 述している。

2 申立期間②について、申立人は、「B病院に平成7年3月31日まで勤務していた。」と申し立てているが、B病院が保管する「保険医(国民健康保険医)・保険薬剤師(国民健康保険薬剤師)の異動届」の控えにより、申立人が平成7年1月4日に採用され、同年3月29日に退職していることが確認できる。

また、B病院が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は平成7年1月4日に被保険者資格を取得し、同年3月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B病院は、「厚生年金保険料については翌月控除の扱いであって、資料は残っていないが、申立人に支払った平成7年3月分の給与から同年3月分の厚生年金保険料は控除していないと思う。」と供述している。

3 申立期間③について、申立人は、「C病院に平成14年3月31日まで勤務していた。」と申し立てているが、C病院を経営するG会に係る申立人の雇用保険の被保険者記録及び同法人から発行された退職証明書により、申立人が平成13年12月1日から14年3月29日まで同病院へ在籍していたことが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、G会が保管する申立人に係る平成14年の賃金台帳を見ると、同年3月分(3月29日支給)の給与から1か月分の厚生年金保険料が控除されているが、同会では、「厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であり、申立人の3月分給与からは14年2月分の厚生年金保険料しか控除しておらず、同年3月分の保険料は控除していない。」と供述している。

- 4 申立期間④について、申立人は、「申立期間④に勤務していたD病院の厚生年金保険の加入記録が無い。」と申し立てているが、申立期間④を含む平成19年12月1日から21年7月8日までの申立人のD病院に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。したがって、同病院における厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要と認めることはできない。
- 5 申立期間⑤について、申立人は、「申立期間⑤に勤務していたE病院の厚生年金保険の加入記録が無い。」と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録により、申立人がE病院において、平成21年7月21日から同年10月20日まで在籍していたことが確認できる。

しかしながら、E病院が保管する申立人に係る「一人別所得税源泉徴収 簿兼賃金台帳」を見ると、平成21年8月から同年10月までに支給された 給与から厚生年金保険料が控除されているものの、当該厚生年金保険料は 同年 11 月に申立人へ還付されており、同台帳の年末調整欄の社会保険料控 除額は、雇用保険料の控除額のみが記載されている。

また、E病院は、「控除した厚生年金保険料は、申立人の退職時に全て返した。」と供述している。

6 このほか、申立人が申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周 辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び⑤に係る厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることは できない。